離島等供給約款変更届出書

2026 年 10 月 14 日

北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

離島等供給約款変更届出書

託サ　第 2 号
2026 年 10 月 14 日

経済産業大臣　赤澤　亮正　殿

富 山 市 牛 島 町 15 番 1 号
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社
代表取締役社長　　塚﨑　勝訓

次のとおり離島等供給約款を変更したいので、電気事業法第 21 条第 1 項の規定により届け出ます。

変　更　の　内　容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実　施　期　日	2026 年 11 月 1 日

別紙

離 島 等 供 給 約 款

２０２６年１１月１日実施

北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款
［低圧用］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　1　適　　用 …… 1
　2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　3　定　　義 …… 1
　4　単位および端数処理 …… 3
　5　実施細目 …… 3

Ⅱ　契約の申込み …… 4
　6　需給契約の申込み …… 4
　7　需給契約の成立および契約期間 …… 5
　8　需要場所 …… 5
　9　需給契約の単位 …… 5
　10　供給の開始 …… 6
　11　供給の単位 …… 6
　12　承諾の限界 …… 6
　13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金 …… 7
　14　契約種別 …… 7
　15　定額電灯 …… 7
　16　従量電灯 …… 9
　17　時間帯別電灯 …… 14
　18　高負荷率電灯 …… 17
　19　臨時電灯 …… 19
　20　公衆街路灯 …… 22
　21　低圧電力 …… 26
　22　低圧電力Ⅱ …… 29
　23　低圧季節別時間帯別電力 …… 30
　24　臨時電力 …… 32
　25　農事用電力 …… 34

２６　ホワイトプラン電力（24時間通電型）　…… 38

Ⅳ　料金の算定および支払い　…… 42
２７　料金の適用開始の時期　…… 42
２８　検　針　日　…… 42
２９　料金の算定期間　…… 43
３０　使用電力量の計量　…… 43
３１　料金の算定　…… 45
３２　日割計算　…… 46
３３　料金の支払義務および支払期日　…… 46
３４　料金その他の支払方法　…… 47
３５　延滞利息　…… 49
３６　保　証　金　…… 50

Ⅴ　使用および供給　…… 52
３７　適正契約の保持　…… 52
３８　力率の保持　…… 52
３９　需要場所への立入りによる業務の実施　…… 52
４０　電気の使用にともなうお客さまの協力　…… 53
４１　供給の停止　…… 53
４２　供給停止の解除　…… 55
４３　供給停止期間中の料金　…… 55
４４　違　約　金　…… 55
４５　供給の中止または使用の制限もしくは中止　…… 55
４６　損害賠償の免責　…… 56
４７　設備の賠償　…… 56

Ⅵ　契約の変更および終了　…… 57
４８　需給契約の変更　…… 57
４９　名義の変更　…… 57
５０　需給契約の廃止　…… 57
５１　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算　…… 58
５２　解　約　等　…… 60
５３　需給契約消滅後の債権債務関係　…… 60

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 61
５４　供給方法，工事および施設 …… 61
５５　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 61

Ⅷ　保　　安 …… 63
５６　保 安 の 責 任 …… 63
５７　調　　査 …… 63
５８　調査に対するお客さまの協力 …… 63
５９　保安に対するお客さまの協力 …… 63
６０　検査または工事の受託 …… 64
６１　自家用電気工作物 …… 64

附　　則 …… 65
別　　表 …… 69

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

(1)　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2)　この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。

石川県：舳倉島

２　離島等供給約款の届出および変更

(1)　この離島約款は，電気事業法第 21 条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2)　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3) 契約電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力または農事用電力Ａについては，21（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは，契約電力を 0.5 キロワットといたします。また，農事用電力Ｂで契約負荷設備の総入力が 0.5 キロワット以下となる場合またはホワイトプラン電力（24 時間通電型）で契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備があり電熱負荷設備以外の負荷設備について 21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計が 0.5 キロワット以下となる場合は，契約電力を 0.5 キロワットといたします。

(4) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契 約 の 申 込 み

６ 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法

なお，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ 当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ニ お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

７　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Ｂで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

８　需要場所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

９　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

(1) １需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は，２契約種別といたします。）とをあわ

せて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力および農事用電力のうちの１契約種別，ホワイトプラン電力（24時間通電型）のうちの１契約種別

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯または高負荷率電灯と低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電力需要	低圧電力	
	低圧電力Ⅱ	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	ホワイトプラン電力（24時間通電型）	Ⅲ
		Ⅳ

15　定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量

〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	５９円４０銭

ロ　電灯料金

(ｲ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	１０６円３４銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１９２円８６銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	３６５円９３銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	５３８円９９銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	８８５円１２銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	８８５円１２銭

(ﾛ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	３０９円５７銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	５６８円５３銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	５６８円５３銭

16　従量電灯

(1) 従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が５アンペア以下であること。

(ﾛ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，５アンペアといたします。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	１契約につき最初の８キロワット時まで	３１５円７１銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	３０円８６銭

(2) 従量電灯Ｂ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約電流と契約電力との合計（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用する

ことがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，10 アンペア，15 アンペア，20 アンペア，30 アンペア，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２(燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契 約 電 流 10 ア ン ペ ア	３０２円５０銭
契 約 電 流 15 ア ン ペ ア	４５３円７５銭
契 約 電 流 20 ア ン ペ ア	６０５円００銭
契 約 電 流 30 ア ン ペ ア	９０７円５０銭
契 約 電 流 40 ア ン ペ ア	１，２１０円００銭
契 約 電 流 50 ア ン ペ ア	１，５１２円５０銭
契 約 電 流 60 ア ン ペ ア	１，８１５円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３０円８６銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの １キロワット時につき	３４円７５銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４６銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１ 契 約 に つ き	３０２円５０銭

(3) 従量電灯Ｃ

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，(ｲ)に該当し，かつ，(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ｲ)　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ﾛ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法（託送約款等に定める方法といたします。）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設

定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	３０円８６銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	３４円７５銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４６銭

17　時間帯別電灯

(1) 適用範囲

16（従量電灯）の適用範囲に該当し，(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をい

い，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｃに準じて定めます。

ただし，お客さまが希望され，かつ，当社または当該配電事業者の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力}\ (\text{キロボルトアンペア}) = \text{電流制限器の定格電流}(\text{アンペア}) \times 100(\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

なお，電流制限器とは，16（従量電灯）(1)ハ(ﾛ)および(2)ハ(ﾛ)における電流制限器をいいます。

また，お客さまが希望され，かつ，電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は，契約容量は，その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\text{入力}\ (\text{キロボルトアンペア}) = \text{制限される電流}(\text{アンペア}) \times 100(\text{ボルト}) \times \frac{1}{1,000}$$

ロ　別表４（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち別表４（夜間蓄熱式機器）(1)イに定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の(ｲ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ﾛ)によってえた値以上となる場合は，(ｲ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

(ｲ)によってえた値＋(ﾛ)によってえた値×0.1

(ｲ)　契約負荷設備のうち別表４（夜間蓄熱式機器）(1)イに定める夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｃの契約容量決定方法に準じて

えた値

ただし，お客さまが希望され，かつ，別表４（夜間蓄熱式機器）(1)イに定める夜間蓄熱式機器以外の機器について，当社または当該配電事業者の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは，イに準じて算定いたします。

(ﾛ) 契約負荷設備のうち別表４（夜間蓄熱式機器）(1)イに定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(4) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前７時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(ｲ) 契約容量が６キロボルトアンペア以下の場合

１ 契 約 に つ き	１，５７３円００銭

(ﾛ) 契約容量が６キロボルトアンペアをこえる場合

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	２，２５５円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	３５円２４銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時につき	４０円４６銭
230キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円６３銭

(ﾛ) 夜間時間

１キロワット時につき	２４円６８銭

(6) そ の 他

イ　昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は，別表３（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

18　高負荷率電灯

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

また，この契約種別から従量電灯または時間帯別電灯に変更された後１年に満たないお客さまについては，この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の

算定方法により算定された値といたします。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	１７，５４５円００銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	１，７１０円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	３０円８０銭	３０円８０銭

(6) 契約期間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯または時間帯別電灯に契約種別を変更することはできません。

(7) そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

19　臨時電灯

(1) 臨時電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し

引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	１０円９６銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	２１円９３銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	２１円９３銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	２１９円２８銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	２１９円２８銭

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電流が40アンペア以上であり，かつ，60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　契約電流

(ｲ) 契約電流は，40 アンペア，50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし，お客さまの申出によって定めます。

(ﾛ) 当社または当該配電事業者は，契約電流に応じて，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社または当該配電事業者は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	３３０円５５銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	４０円２４銭

ニ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３３０円５５銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	４０円２４銭

ハ　そ の 他

(ｲ) 当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

(ﾛ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

20　公衆街路灯

(1) 公衆街路灯Ａ

イ　適用範囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ず

る電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	５３円９０銭

(ﾛ) 電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	９９円３６銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１８１円１２銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	３４４円６５銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	５０８円１６銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	８３５円２１銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	８３５円２１銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ﾊ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	２９２円０９銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	５３７円９７銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	５３７円９７銭

ハ　そ の 他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が１キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）といたします。ただし，契約負荷設備の総容量が１キロボルトアンペア未満の場合は，１キロボルトアンペアといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	２８０円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２８円６７銭

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最

低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１ 契 約 に つ き	２８０円５０銭

ホ　そ の 他

(ｲ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｃに準ずるものといたします。

21　低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，契約電流（この場合，10 アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社または当該配電事業者は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボル

トもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し，(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社または当該配電事業者は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦

課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，２２６円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２６円１２銭	２５円０６銭

ハ　そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

22　低圧電力Ⅱ

(1) 適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

また，この契約種別から低圧電力，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力（24時間通電型）に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧電力Ⅱを適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，０５０円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季および

その他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	３２円２１銭	３２円２１銭

(4) 契約期間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力（24 時間通電型）に契約種別を変更することはできません。

(5) そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

23　低圧季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ただし，時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

また，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱまたはホワイトプラン電力（24 時間通電型）に変更された後１年に満たないお客さまについては，低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

毎年７月１日から９月30日までの毎日午後１時から午後４時までの時間をい

います。

ロ　その他時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(4) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロワットまで	１４，６８５円００銭
上記をこえる１キロワットにつき	１，４６８円５０銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，ピーク時間に使用された電力量にはピーク時間料金を，その他時間に使用された電力量にはその他時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月にピーク時間を含む期間およびピーク時間を含まない期間がともに含まれる場合のその１月のピーク時間の使用電力量は，計量値を確認するときを除き，その１月の毎日午後１時から午後４時までの使用電力量をその１月に含まれるピーク時間を含む期間の日数およびピーク時間を含まない期間の日数の比であん分してえた値といたします。

(ｲ) ピーク時間

１キロワット時につき	２３円９７銭

(ﾛ) その他時間

１キロワット時につき	２３円９７銭

(5) 契約期間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力，低圧電力Ⅱまたはホワイトプラン電力（24時間通電型）に契約種別を変更することはできません。

(6) そ の 他

その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

24　臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再

生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	２５６円８３銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，21（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	３１円６０銭	３０円３３銭

(4) そ の 他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

25　農事用電力

(1) 農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が

0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	５７７円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２０円４７銭	１９円９２銭

ニ そ の 他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力Ｂ（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要で，契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトまたは交流単相２線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ニ　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(ｲ) 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の30日まで	９，１９６円０８銭
	30日をこえる１日につき	３０６円５４銭

(ﾛ) 従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（基本料金の１月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

a　基本料金

基本料金は，１月につき21（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	２７円２８銭	２６円１２銭

ホ　そ の 他

(ｲ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30

日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。

(ﾛ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾊ) お客さまが希望される場合には，当社または当該配電事業者は，供給設備を常置しないことがあります。

(ﾆ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26 ホワイトプラン電力（24時間通電型）

(1) ホワイトプラン電力Ⅲ（24時間通電型）

イ 適用範囲

融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力Ⅳ（24時間通電型）に変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ 供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。

ニ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

いたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の３月まで	２，１２８円５０銭
	３月超過	６６５円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２６円６１銭

ホ　そ の 他

(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) ホワイトプラン電力Ⅳ（24時間通電型）

イ　適用範囲

融雪，暖房および造雪のために毎年，一定期間を限り，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお，この契約種別から低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力Ⅲ（24時間通電型）に変更された後１年に満たないお

客さまについては，原則として適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について21（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ　供給条件

(ｲ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ﾛ) 専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

(ﾊ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表２（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ヘによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

(ｲ) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の３月まで	１，２５９円５０銭
	３月超過	５７７円５０銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	４０円８４銭

ホ　そ の 他

(ｲ) お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社または当該配電事業者は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1)　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2)　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3)　当社または当該配電事業者は，次の場合には，(1)にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　非常変災等の場合

ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(4)　(3)イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5)　(3)ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　定額制供給の場合または 30（使用電力量の計量）(11)の場合の料金の算定期間は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

30　使用電力量の計量

(1)　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびに(9)および(10)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

イ　28（検針日）(2)および(5)の場合の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ　28（検針日）(4)の場合，需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間のそれぞれの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(2)　計量器の読みは，次によります。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。

(3) (1)にかかわらず，当社または当該配電事業者は，記録型計量器により使用電力量を３０分単位で計量する場合があります。この場合，料金の算定期間における使用電力量は，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(4) 時間帯別電灯のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，次によります。

イ　３０分単位で計量しない場合は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。

ロ　３０分単位で計量する場合は，各時間帯ごとに，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(5) 低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として毎日午後１時から午後４時までの時間帯とそれ以外の時間帯別に行ないます。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，次によります。

イ　３０分単位で計量しない場合は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）といたします。

ロ　３０分単位で計量する場合は，各時間帯ごとに，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(6) 時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯の適用を受けているお客さまが時間帯別電灯に契約種別を変更される場合等，技術上，経済上やむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

イ　お客さまと当社との協議が整った場合，当社または当該配電事業者は，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社または当該配電事業者は，原則として，毎日午後11 時から翌日の午前７時以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお，当社または当該配電事業者は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イの場合で，当社または当該配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

(7) 使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，(10)の場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(3)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(10) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(11) 従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

(12) 記録型計量器により計量する場合は，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

31　料金の算定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約負荷設備，契約電流，契約容量，契約電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　29（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

32　日 割 計 算

(1) 当社は，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金は，別表３（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表３（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯の料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については，別表３（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 31（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，31（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社が日割計算をする場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

33　料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，28（検針日）(4)の場合の料金または 30（使用電力量の計量）(1)イにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，30（使用電力量の計量）(10)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，30（使用電力量の計量）(11)の場合は，そのお客さまの属する検針区

域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力の場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　34（料金その他の支払方法）(7)の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Ａの場合は基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし，当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，(3)にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

34　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，当社が指定した金融機関等を通じて，次により支払っていただきます。ただし，料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合，料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い

込まれなかった場合または当社の事情によりイもしくはハによる支払いができない場合等特別の事情がある場合には，ロにより支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2)　お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は，原則として，次の金額を，振込票発行手数料として申し受けます。

１契約１料金算定期間につき	２２０円００銭

なお，振込票発行手数料は，原則として，振込票を発行した直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

ただし，次のいずれかに該当する場合には，振込票発行手数料を申し受けません。

イ　電気の供給を開始した日が属する月およびその翌月の料金の算定期間の料金を支払われる場合

ロ　需給契約の消滅日が属する月の料金の算定期間の料金を支払われる場合

ハ　33(料金の支払義務および支払期日)(4)により，一括して料金を支払われる場合

ニ　その他特別の事情がある場合

(3)　お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　(1)ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　(1)ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(4) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人等（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(3)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(5) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(6) 28（検針日）(4)の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(7) 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，(1)にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(8) 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

(9) 臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

(10) 工事費負担金等相当額その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

35 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，(2)の場合を除き，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を 34（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内

に支払われた場合は，この限りではありません。

(2) 50（需給契約の廃止）(2)または 52（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は，消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について，支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は，この限りではありません。

(3) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(4) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

36 保 証 金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。

Ⅴ 使用および供給

37 適正契約の保持

当社は，お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

38 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として，電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上，その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，進相用コンデンサ取付容量基準を基準として取り付けていただきます。

39 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2) 59（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 41（供給の停止），50（需給契約の廃止）(1)または 52（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社または当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

40 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社または当該配電事業者がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

41 供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた

当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　公衆街路灯，農事用電力またはホワイトプラン電力（24 時間通電型）の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ロ　農事用電力またはホワイトプラン電力（24 時間通電型）の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力，低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　40（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(5) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

42　供給停止の解除

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

43　供給停止期間中の料金

(1)　時間帯別電灯，高負荷率電灯，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力またはホワイトプラン電力（24 時間通電型）の場合

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合，当社は，料金の減額等を行ないません。

(2)　(1)以外の場合

41（供給の停止）(1)または(4)によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を32（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂおよび公衆街路灯のお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

44　違 約 金

(1)　お客さまが 41（供給の停止）(3)または(4)ロからニまでもしくは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2)　(1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3)　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

45　供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1)　当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止し

ていただくことがあります。

(2) 当社は，(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合は，料金の減額を行ないません。

46 損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 52（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

47 設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ 契約の変更および終了

48 需給契約の変更

(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

49 名義の変更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

50 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は，52（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消

減するものといたします。

51　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，従量電灯Ｂ，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまならびに農事用電力Ｂで当社または当該配電事業者の供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電

力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(3)　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(4)　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上

回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより算定される臨時工事費と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

52　解 約 等

(1) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2)　お客さまが，50（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

53　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

54 供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路もしくは引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

55 工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

Ⅷ 保　　安

56 保安の責任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

57 調　　査

当社または当該配電事業者は，法令および託送約款等に定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

58 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社，当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。

(2) 当社または当該配電事業者は，57（調査）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

59 保安に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間に

ついて，当社または当該配電事業者は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

60 検査または工事の受託

(1) お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社または当該配電事業者は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

(3) お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社または当該配電事業者に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には，当社または当該配電事業者は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社または当該配電事業者は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

61 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

(1) 57（調査）

(2) 58（調査に対するお客さまの協力）

(3) 60（検査または工事の受託）

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，２０２６年１１月１日から実施いたします。

２　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1)　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，(2)により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2)　料金は，16（従量電灯）(1)ニ，(2)ニおよび(3)ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａまたは従量電灯Ｂを適用したものとみなして，次のとおり算定いたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に，各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし，従量電灯Ａの場合は適用いたしません。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Ａの場合は料金といたします。）は，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

３　高負荷率電灯についての特別措置

この離島約款実施の際現に16（従量電灯）(3)ニ(ｲ)によって契約容量が定められている従量電灯Ｃのお客さま等が高負荷率電灯の適用を希望される場合の契約容量は，18（高負荷率電灯）(4)にかかわらず，16（従量電灯）(3)ニに準じてお客さまと当社との協議によって定めます。

4　災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1)　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，33（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(2)　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱおよび低圧季節別時間帯別電力の場合

(ｲ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

(ﾛ) 割引率

(ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ　イ以外の場合

イに準じて割引を行ないます。

(3) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ　契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。

(4) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(5) 災害により被害を受けたお客さま（ただし，契約種別が従量電灯Ｃ，時間帯別電灯，高負荷率電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力，農事用電力およびホワイトプラン電力〔24 時間通電型〕のお客さまに限ります。）の需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，16（従量電灯）(3)ホ，17（時間帯別電灯）(5)，18（高負荷率電灯）(5)，19（臨時電灯）(3)ロ，20（公衆街路灯）(2)ニ，21（低圧電力）(5)，22（低圧電力Ⅱ）(3)，23（低圧季節別時間帯別電力）(4)，24（臨時電力）(3)，25（農事用電力）(1)ハおよび(2)ニならびに 26（ホワイトプラン電力〔24 時間通電型〕）(1)ニおよび(2)ニにかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(6) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ｲ) 定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

(ｲ) (ﾛ)の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ) 定額制供給の場合は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

２　燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0415

β＝0.0745

γ＝1.2499

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの基準燃料価格は，７９，８００円といたします。

ハ　調整上限燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの調整上限燃料価格は，１１９，７００円といたします。

ニ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに(ｲ)または(ﾛ)の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り，かつ，調整上限燃料価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合

平均燃料価格は，調整上限燃料価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) (ｲ)以外の場合

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ホ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(ｲ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ﾛ)の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯および臨時電力で，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，(ｲ)にいう検針日は，応当日といたします。

ﾍ 燃料費調整額

(ｲ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ﾆによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ

燃料費調整額は，ﾆによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単

価といたします。

(ﾛ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａの場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量にニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにニによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

(ｲ) 定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	６４銭１厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１円２８銭２厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２円５６銭３厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	３円８４銭６厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	６円４０銭９厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	６円４０銭９厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１円９１銭４厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３円８２銭８厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	３円８２銭８厘

(ﾛ) 臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	５銭２厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	１０銭３厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	１０銭３厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	１円０３銭３厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	１円０３銭３厘

(ﾊ) 臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円０８銭６厘

(ﾆ) 農事用電力Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	１円９５銭４厘

ﾛ　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１６銭５厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および(1)ニによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}} \text{ といたします。}$$

ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

(ｲ) 従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ﾛ) 従量電灯Ｂおよび従量電灯Ｃの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾊ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の90キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，90キロワット時をこえ230キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ﾆ) (ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ﾎ) 31（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}} \text{ といたします。}$$

ハ　日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 31（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 31（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，当社または当該配電事業者が計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検

針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3)　定額制供給の場合または 30（使用電力量の計量）(11)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4)　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5)　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

4　夜間蓄熱式機器

時間帯別電灯における夜間蓄熱式機器の取扱いは，次のとおりといたします。

(1)　夜間蓄熱式機器とは，次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

イ　主として夜間時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用さ

れるもの。

ロ　イに準ずる通電機能を有し，夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって，給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

(2) (1)イの「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　30（使用電力量の計量）(6)イの場合で，当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

(3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

(4) 当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

離 島 等 供 給 約 款
［ 高 圧 用 ］

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　１　適　　用 …… 1
　２　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　３　定　　義 …… 1
　４　単位および端数処理 …… 4
　５　実 施 細 目 …… 4

Ⅱ　契 約 の 申 込 み …… 5
　６　需給契約の申込み …… 5
　７　需給契約の成立および契約期間 …… 6
　８　需 要 場 所 …… 6
　９　需給契約の単位 …… 7
　１０　供 給 の 開 始 …… 7
　１１　供 給 の 単 位 …… 7
　１２　承 諾 の 限 界 …… 7
　１３　需給契約書の作成 …… 7

Ⅲ　契約種別および料金 …… 9
　１４　契 約 種 別 …… 9
　１５　業 務 用 電 力 …… 9
　１６　業務用季節別時間帯別電力 …… 13
　１７　高 圧 電 力 …… 17
　１８　季節別時間帯別電力 …… 22
　１９　臨 時 電 力 …… 27
　２０　自家発補給電力Ａ …… 30
　２１　自家発補給電力Ｂ …… 33
　２２　予 備 電 力 …… 36

Ⅳ　料金の算定および支払い …… 38
２３　料金の適用開始の時期 …… 38
２４　検　針　日 …… 38
２５　料金の算定期間 …… 38
２６　使用電力量等の計量 …… 38
２７　料金の算定 …… 40
２８　日割計算 …… 40
２９　料金の支払義務および支払期日 …… 41
３０　料金その他の支払方法 …… 41
３１　延滞利息 …… 42
３２　保　証　金 …… 43

Ⅴ　使用および供給 …… 44
３３　適正契約の保持 …… 44
３４　契約超過金 …… 44
３５　力率の保持 …… 44
３６　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 45
３７　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 45
３８　供給の停止 …… 46
３９　供給停止の解除 …… 47
４０　供給停止期間中の料金 …… 47
４１　違　約　金 …… 47
４２　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 48
４３　損害賠償の免責 …… 48
４４　設備の賠償 …… 48

Ⅵ　契約の変更および終了 …… 49
４５　需給契約の変更 …… 49
４６　名義の変更 …… 49
４７　需給契約の廃止 …… 49
４８　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および
　　工事費の精算 …… 50
４９　解　約　等 …… 53
５０　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 54

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担　……　55
５１　供給方法，工事および施設　……　55
５２　工事費負担金等の申受けおよび精算　……　55
５３　工事費等に関する契約書の作成　……　56

Ⅷ　保　　安　……　57
５４　保 安 の 責 任　……　57
５５　保安等に対するお客さまの協力　……　57

附　　則　……　58
別　　表　……　61

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

(1) 当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は，この離島等供給約款［高圧用］（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は，当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。

石川県：舳倉島

２　離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は，電気事業法第２１条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の離島等供給約款［高圧用］によります。

３　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低　　圧

標準電圧１００ボルトまたは２００ボルトをいいます。

(2) 高　　圧

標準電圧６，０００ボルトをいいます。

(3) 電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(11) 最大需要電力

需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける３０分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(12) 夏　　季

毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。

(13) そ の 他 季

毎年１０月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。

(14) ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。ただし，別表６（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(15) 昼 間 時 間

毎日午前８時から午後１０時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別

表６（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

⑯ 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

⑰ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第３６条第１項に定める賦課金をいいます。

⑱ 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⑲ 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月３１日までの期間，２月１日から４月３０日までの期間，３月１日から５月３１日までの期間，４月１日から６月３０日までの期間，５月１日から７月３１日までの期間，６月１日から８月３１日までの期間，７月１日から９月３０日までの期間，８月１日から１０月３１日までの期間，９月１日から１１月３０日までの期間，１０月１日から１２月３１日までの期間，１１月１日から翌年の１月３１日までの期間または１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間といたします。）をいいます。

⑳ 北陸エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所が公表する翌日取引を行なうための卸電力取引市場における商品（一般社団法人日本卸電力取引所の取引規程第１４条に定める商品をいいます。）の売買取引における価格のうち，北陸エリアに適用されるものをいいます。

㉑ 平均市場価格算定期間

北陸エリアプライスにもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年１月２４日から２月２３日までの期間，２月２４日から３月２３日までの期間，３月２４日から４月２３日までの期間，４月２４日から５月２３日までの期間，５月２４日から６月２３日までの期間，６月２４日から７月２３日までの期間，７月２４日から８月２３日までの期間，８月２４日から９月２３日までの期間，９月２４日から１０月２３日までの期間，１０月２４日から１１月２３日までの期間，１１月２４日から１２月２３日までの期間または１２月２４日から翌年の１月２３日までの期間をいいます。

⑵2 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，契約電力が０．５キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

(3) 使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には,変更後の託送約款等によります。)における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。)，需要場所（供給地点特定番号を含みます。)，供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

(3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じて

の最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

(5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(6) お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂの申込みをしていただきます。

７　需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は，お客さまの需給契約の申込みに対して，当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお，当社が供給承諾の意思表示を行なったときとは，当社が供給承諾書を発送した日とし，これによらない場合には，13（需給契約書の作成）の需給契約書を締結した日といたします。

(2) 契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先立って需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし，臨時電力の場合は，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。

８　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

９　需給契約の単位

当社は，１需要場所において，次の１または２以上の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合を除き，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

臨時電力，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂのうちの１契約種別，予備電力

10　供給の開始

(1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

(2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は託送約款等に定めるところにより，原則として１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況，用地事情ならびに料金，この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

また，供給設備の施設または変更を必要とする場合には，供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力Ａ，高圧電力Ｂ，季節別時間帯別電力Ａ，季節別時間帯別電力Ｂ，臨時電力，自家発補給電力Ａ，自家発補給電力Ｂ，予備電力

15　業務用電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款［低圧用］(以下「離島約款［低圧用］」といいます。なお，当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。) 16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が５００キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のう

ちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってす

みやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円２５銭	２７円２５銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

16　業務用季節別時間帯別電力

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ　契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が５００キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が５００キロワット未満の場合

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さ

まと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が５００キロワット以上の場合

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が５００キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

(5) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) ピーク時間

１キロワット時につき	２７円８８銭

(ﾛ) 昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料　金
１キロワット時につき	２７円８８銭	２７円８８銭

(ﾊ) 夜 間 時 間

１キロワット時につき	２５円８６銭

ハ　力率割引および割増し

(ｲ) 力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ﾛ) 力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

17 高 圧 電 力

(1) 高圧電力Ａ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契 約 電 力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客

さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，８７６円００銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円５３銭	２７円５３銭

(ハ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高圧電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電

力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。

ニ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２６円３４銭	２６円３４銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託

送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18　季節別時間帯別電力

(1) 季節別時間帯別電力Ａ

イ　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が５００キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として２，０００キロワット未満といたします。）であり，かつ，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が５０キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が５０キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ﾛ) 使用する付帯電灯について離島約款［低圧用］（当社が離島約款［低圧用］を変更した場合には，変更後の離島等供給約款［低圧用］によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合，１０アンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款［低圧用］21（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として５０キロワット以上であること。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契 約 電 力

(ｲ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降１２月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降１２月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降１２月の期間で，その１月の最大

需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，８７６円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	２８円６７銭

b　昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２８円６７銭	２８円６７銭

c　夜 間 時 間

１キロワット時につき	２５円８６銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ　の　他

(ｲ) 最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，季節別時間帯別電力Ｂを適用いたします。

(ﾛ) 発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 季節別時間帯別電力Ｂ

イ　適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が５００キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が２，０００キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし，お客さまの特別の事情，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は，お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計といたします。）が２，０００キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお，この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満た

ないお客さまについては，適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧６，０００ボルトとし，周波数は，標準周波数６０ヘルツといたします。

ハ　契 約 電 力

(ｲ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から１年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの供給時間中における３０分最大需要電力計の値から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの供給時間以外の時間における３０分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

(ﾊ) 季節別時間帯別電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が５００キロワット以上となる場合は，契約電力を(ｲ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ﾊ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

(ｲ) 基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	２，１５１円００銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	２６円６１銭

b　昼 間 時 間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季 料　金
１キロワット時につき	２６円６１銭	２６円６１銭

c　夜 間 時 間

１キロワット時につき	２５円８６銭

(ﾊ) 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

b　力率が，８５パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，８５パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ　の　他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

19 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。

ロ　高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット以上であり，かつ，２，０００キロワット未満であるもの。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて定めます。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合は，別表４（契約電力等の算定方法）によります。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の半額に２０パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって次のとおり算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(ｲ) (1)イに該当する場合

	夏季料金	その他季料　金
１キロワット時につき	３２円７０銭	３２円７０銭

(ﾛ) (1)ロに該当する場合

a　契約電力が５００キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料　金
１キロワット時につき	３３円０４銭	３３円０４銭

b　契約電力が５００キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料　金
１キロワット時につき	３１円６１銭	３１円６１銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて適用いたします。ただし，契約電力が５００キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

(ｲ) 負荷が最大と認められる１月のうち毎日午前８時から午後１０時までの時間において，託送約款等に定めるところにより算定された平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，１００パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，８５パーセントとみなします。

(ﾛ) お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) そ　の　他

イ　当社または当該配電事業者は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満とな

るときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，(1)イに該当する場合は業務用電力，(1)ロに該当する場合は高圧電力に準ずるものといたします。

20　自家発補給電力Ａ

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

イ　契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

ロ　イによりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

(ｲ) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

また，予備発電設備が設置されている場合は，あらかじめその定格出力および運転方法等の資料を提出していただきます。

(ﾛ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

なお，発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置

されている場合は，あらかじめしゃ断される負荷設備の明細およびしゃ断方法等の資料を提出していただきます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その３０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力１キロワットにつき	２，３６６円１０銭

ロ　電力量料金

(ｲ) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，業務用電力とあわせて契約する場合は業務用電力の該当料金，業務用季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は業務用季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ａを単独で契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円２５銭	２７円２５銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力Ａの使用

イ　お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ　業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ａを同一計量する場合で，業務用電力の契約電力が 15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力が 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ａを使用されなかったものとみなします。

(5) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ａを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

イ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

ロ　業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ａの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ａの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，業務用電力または業務用季節別時間帯

別電力と自家発補給電力Ａとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

(6) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

使用電力量は，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

(7) そ　の　他

イ　お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社に通知していただきます。

ロ　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力または業務用季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

21　自家発補給電力Ｂ

(1) 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，その２０パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

(ｲ) 契約電力が５００キロワット未満の場合

契約電力１キロワットにつき	２，０６３円６０銭

(ﾛ) 契約電力が５００キロワット以上の場合

契約電力１キロワットにつき	２，３６６円１０銭

ロ　電力量料金

(ｲ) 高圧電力または季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，高圧電力とあわせて契約する場合は高圧電力の該当料金，季節別時間帯別電力とあわせて契約する場合は季節別時間帯別電力の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，高圧電力または季節別時間帯別電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ﾛ) 自家発補給電力Ｂを単独で契約する場合

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ａ　契約電力が５００キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２７円５３銭	２７円５３銭

b　契約電力が５００キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季 料　　金
１キロワット時につき	２６円３４銭	２６円３４銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力Ｂの使用

イ　お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ　高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，高圧電力の契約電力が 17（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力が 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは，イにかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。

(5) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂを使用されたときは，次の場合を除き，原則として契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

イ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

ロ　高圧電力の契約電力を 17（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で，その１月の３０分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

なお，超過の原因が明らかでないときは，高圧電力または季節別時間帯別電力と

自家発補給電力Ｂとの契約電力の比であん分してえた値をその１月の最大需要電力とみなします。

(6) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

使用電力量は，高圧電力または季節別時間帯別電力の使用電力量に含みます。

(7) そ　の　他

イ　お客さまの発電設備の定期検査または定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めます。

なお，その実施の時期になって需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

ロ　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

22 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ　予　備　線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ　予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が５０キロワット未満のときを除き，５０キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費等調整）(5)によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基 本 料 金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の１０パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) そ　の　他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

23　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

24　検　針　日

検針日は，原則として毎月１日といたします。

ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるとき，またはお客さまとの協議が整ったときは,当社または当該配電事業者は,１日以外の日に検針することがあります。

25　料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または３０分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，(1)にかかわらず，料金の算定期間は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

26　使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，(9)および(10)の場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日

における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして当社または当該配電事業者が記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は，(9)および(10)の場合を除き，検針日における３０分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における３０分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして当社または当該配電事業者が記録型計量器により計量する場合には，検針日における３０分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する３０分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは次によるものといたします。

イ　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

ハ　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，３０分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) (1)にかかわらず，当社または当該配電事業者は，記録型計量器により使用電力量を３０分単位で計量する場合があります。この場合，記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

(6) (5)により計量する場合，料金の算定期間における使用電力量は，３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，料金の算定期間において料金の適用上使用電力量を区分する必要がある場合の当該区分ごとの使用電力量は，当該区分ごとに３０分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合で，特別の事情があるときは，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

(7) (6)により使用電力量を算定する場合，当社は，その旨をお客さまにお知らせいたし

ます。

(8) 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(9) 計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，(10)の場合を除き，次によります。

イ　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(6)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした３０分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(10) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

27 料金の算定

(1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　25（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日をいいます。）の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　25（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

(2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

28 日割計算

(1) 当社は，27（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，原則として次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表５（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表５（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 27（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，27（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表５（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

29　料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたします。

イ　26（使用電力量等の計量）(10)の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に当社または当該配電事業者が計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

(2) お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して３０日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第１５条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

30　料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて，次により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，(1)ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

(3) 当社は，(1)にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人等（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社等が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，(2)にかかわらず，債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 臨時電力については，当社は，予納金を申し受けることがあります。この場合には，予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金について利息を付しません。

31 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年１０パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，３６５日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(3) 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

32 保　証　金

(1) 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

(ｲ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ﾛ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，(4)により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は，保証金について利息を付しません。

(6) 当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

33　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には，契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

34　契約超過金

(1) 契約電力が５００キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力（その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。）に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの１．５倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。

(2) 自家発補給電力Ａおよび自家発補給電力Ｂについては，契約電力が５００キロワット未満であっても，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。

(3) 契約電力が５００キロワット未満の予備電力を契約されている場合で，かつ，常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力であるときは，(1)に準じて契約超過金を申し受けます。

(4) 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

35　力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として８５パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また，お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

(2) 当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定

めます。

36　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2) 55（保安等に対するお客さまの協力）(1)，(2)または(3)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 38（供給の停止），47（需給契約の廃止）(1)または49（解約等）により必要な処置

(6) その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

37　電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，当社または当該配電事業者がとくに必要と認めた場合には，お客さまの負担で，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が定める発電設備系統連系サービス実施要綱によります。

38 供給の停止

(1) お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ　料金以外の債務を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　高圧電力，季節別時間帯別電力もしくは自家発補給電力Ｂの場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ　36（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　37（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

39　供給停止の解除

38（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

40　供給停止期間中の料金

38（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合，当社は，料金の減額等を行ないません。

41　違　約　金

(1) お客さまが 38（供給の停止）(3)ロからニまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

42　供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

(2) 当社は，(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合は，料金の減額を行ないません。

43　損害賠償の免責

(1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 42（供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 49（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

44　設備の賠償

(1) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

　　修 理 費

ロ　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

(2) お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

45　需給契約の変更

(1) お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

46　名義の変更

新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望され，当社が認める場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

47　需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，相手方に通知するものといたします。

当社または当該配電事業者は，原則として，あらかじめ定めた廃止期日に，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は，49（解約等）および次の場合を除き，あらかじめ定めた廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了さ

せるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

48　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，託送約款等に定めるところにより算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(2) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力

として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，託送約款等に定めるところにより算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては，該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の２０パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。ただし，お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，その供給設備のうち１年以上利用される契約電力に見合う部分については，工事費を精算いたしません。

(ｲ)　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ)　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(3)　契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，(ｲ)または(ﾛ)の金額を精算いたします。

ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ｲ)または(ﾛ)にかかわらず，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，(ﾊ)または(ﾆ)の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(ﾊ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾆ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等（お客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備についての工事費を含みます。）の精算を受けた場合はその金額

(4) 契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合，その期間の時間帯別の使用電力量といたします。）について，減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は，増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，(ｲ)または(ﾛ)の金額を精算いたします。

ただし，減少にともない供給電圧を変更する場合は，(ｲ)または(ﾛ)にかかわらず，お客さまが契約電力を増加されたことにともない当社または当該配電事業者が新たに施設した供給設備について，(ﾊ)または(ﾆ)の金額を申し受けます。

(ｲ) 当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾛ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

(ﾊ) 当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ﾆ) 当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等（お客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備についての工事費を含みます。）に係る請求を受けた場合はその金額

(5) (1)イただし書または(2)イただし書に該当するお客さまが，需給契約の消滅日以降に(1)または(2)に該当する契約電力の新たな設定または増加に見合う契約電力分の供給設備の利用期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，(1)または(2)に準じて算定される料金の精算額と既に申し受けた料金の精算額との差額を申し受けます。

(6) 15（業務用電力）(4)イ，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ，17（高圧電力）(1)ニまたは 18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが，契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または 15（業務用電力）(4)イ(ｲ) c，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ) c，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ) c もしくは 18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ) c により契約電力を減少しようとされる場合は，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）(4)イ(ｲ) c，16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(ｲ) c，17（高圧電力）(1)ニ(ｲ) c または 18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(ｲ) c により契約電力を減少しようとされる日といたします。

49 解　約　等

(1) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが，47（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事

業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

50　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

51　供給方法，工事および施設

(1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路もしくは引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

(3) 当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，(3)にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

52　工事費負担金等の申受けおよび精算

(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更され

る場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

53　工事費等に関する契約書の作成

工事費等に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，契約書を作成いたします。

Ⅷ 保　　安

54 保安の責任

当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

55 保安等に対するお客さまの協力

(1) 託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社または当該配電事業者は，(1)に準じて，適当な処置をいたします。

(3) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社または当該配電事業者は，必要に応じて供給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

１　この離島約款の実施期日

この離島約款は，２０２６年１１月１日から実施いたします。

２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，26（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

３　供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については，当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則にかかわらず交流３相３線式標準電圧３，０００ボルトで供給することがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，標準電圧６，０００ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

４　災害救助法が適用された場合等の特別措置

この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

(1)　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料

金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，29（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

(2) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力および季節別時間帯別電力の場合

(ｲ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，27（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

(ﾛ) 割引率

(ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

(ﾊ) 割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

ロ　イ以外の場合

イに準じて割引を行ないます。

(3) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。

(4) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

(5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，15（業務用電力）(5)，16（業務用季節別時間帯別電力）(5)，17（高圧電力）(1)ホおよび(2)ニ，18（季節別時間帯別電力）(1)ホおよび(2)ニ，19（臨時電力）(3)，20（自家発補給電力Ａ）(3)，21（自家発補給電力Ｂ）(3)ならびに22（予備電力）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

(6) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月１日から翌年の４月３０日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，予備電力の場合，その１月の使用電力量につき，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた直後の５月１日から翌年の４月３０日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減

免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

２　燃料費等調整

(1) 燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，１００円単位とし，１００円未満の端数は，１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝０．０４１５

β＝０．０７４５

γ＝１．２４９９

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準燃料単価

基準燃料単価は，平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１５銭７厘

ハ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時当たりの平均市場価格は，各平均市場価格算定期間における６時から１８時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお，平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　基準市場単価

基準市場単価は，平均市場価格が１円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１４銭９厘

ハ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ) １キロワット時当たりの平均市場価格が５円００銭を下回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－５円００銭）×ロの基準市場単価

(ﾛ) １キロワット時当たりの平均市場価格が２９円００銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－２９円００銭）×ロの基準市場単価

(ﾊ) １キロワット時当たりの平均市場価格が５円００銭以上，２９円００銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は，次の算式により算定した値といたします。

燃料費等調整単価　＝　燃料費調整単価　＋　市場価格調整単価

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は，その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年１月１日から ３月３１日までの期間	毎年４月２４日から ５月２３日までの期間	その年の６月１日から ６月３０日までの期間
毎年２月１日から ４月３０日までの期間	毎年５月２４日から ６月２３日までの期間	その年の７月１日から ７月３１日までの期間
毎年３月１日から ５月３１日までの期間	毎年６月２４日から ７月２３日までの期間	その年の８月１日から ８月３１日までの期間
毎年４月１日から ６月３０日までの期間	毎年７月２４日から ８月２３日までの期間	その年の９月１日から ９月３０日までの期間
毎年５月１日から ７月３１日までの期間	毎年８月２４日から ９月２３日までの期間	その年の１０月１日から １０月３１日までの期間
毎年６月１日から ８月３１日までの期間	毎年９月２４日から １０月２３日までの期間	その年の１１月１日から １１月３０日までの期間
毎年７月１日から ９月３０日までの期間	毎年１０月２４日から １１月２３日までの期間	その年の１２月１日から １２月３１日までの期間
毎年８月１日から １０月３１日までの期間	毎年１１月２４日から １２月２３日までの期間	翌年の１月１日から １月３１日までの期間
毎年９月１日から １１月３０日までの期間	毎年１２月２４日から 翌年の１月２３日までの期間	翌年の２月１日から ２月２８日までの期間 （閏年の場合は，２月 ２９日までの期間）
毎年１０月１日から １２月３１日までの期間	翌年の１月２４日から ２月２３日までの期間	翌年の３月１日から ３月３１日までの期間

毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の２月２４日から３月２３日までの期間	翌年の４月１日から４月３０日までの期間
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月２９日までの期間）	翌年の３月２４日から４月２３日までの期間	翌年の５月１日から５月３１日までの期間

(5) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は，その１月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)により算定した燃料費調整単価，(2)により算定した市場価格調整単価および(3)により算定した燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×３

(2) Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×０．８６６

(3) 変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×２×０．８６６

４　契約電力等の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで，契約電力が５００キロワット未満の場合の契約電力は，次の(1)の値と(2)の値のうち，いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，負荷設備の入力換算容量

〔託送約款等に定めるところによります。〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力を契約負荷設備の総容量の算定（託送約款等に定めるところによります。この場合，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に準じて算定いたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を１台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
次の１００キロワットにつき	７０パーセント
次の１５０キロワットにつき	６０パーセント
次の２００キロワットにつき	５０パーセント
５００キロワットをこえる部分につき	３０パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表３〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の５０キロワットにつき	８０パーセント
次の５０キロワットにつき	７０パーセント
次の２００キロワットにつき	６０パーセント
次の３００キロワットにつき	５０パーセント
６００キロワットをこえる部分につき	４０パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

５　日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，27（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は，

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(ｲ) 27（料金の算定）(1)イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 27（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の

検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 25（料金の算定期間）(2)の場合は，(1)イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

６　休　日　等

この離島約款において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

１月２日

１月３日

１月４日

５月１日

５月２日

12月30日

12月31日

電気事業法施行規則第 31 条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

北陸電力送配電株式会社

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第4回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会次世代電力系統ワーキンググループ（2025年9月24日開催）において、供給承諾から工事費負担金入金までの期限を設定し、期限が守られない場合は、接続供給契約における当該地点の申込みを解除する整理がなされたことおよび第10回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会／電力・ガス事業分科会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会次世代電力系統ワーキンググループ（2026年4月16日開催）において、供給承諾前に需要家都合による申込みの変更等が発生した場合は、当該申込みを取り消す整理がなされたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映するべく、離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧比較表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては、系統接続に係る規律について整理がなされたことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日的見直しをいたしました。

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
# 離 島 等 供 給 約 款 ［ 低 圧 用 ］ ２０２５年４月１日実施 北陸電力送配電株式会社	# 離 島 等 供 給 約 款 ［ 低 圧 用 ］ ２０２６年１１月１日実施 北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款［低圧用］(2025.4.1実施)	離島等供給約款［低圧用］(2026.11.1実施)

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　1　適　　用 …… 1
　2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　3　定　　義 …… 1
　4　単位および端数処理 …… 3
　5　実　施　細　目 …… 3

Ⅱ　契　約　の　申　込　み …… 4
　6　需給契約の申込み …… 4
　7　需給契約の成立および契約期間 …… 5
　8　需　要　場　所 …… 5
　9　需給契約の単位 …… 5
　10　供　給　の　開　始 …… 6
　11　供　給　の　単　位 …… 6
　12　承　諾　の　限　界 …… 6
　13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金 …… 7
　14　契　約　種　別 …… 7
　15　定　額　電　灯 …… 7

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… 1
　1　適　　用 …… 1
　2　離島等供給約款の届出および変更 …… 1
　3　定　　義 …… 1
　4　単位および端数処理 …… 3
　5　実　施　細　目 …… 3

Ⅱ　契　約　の　申　込　み …… 4
　6　需給契約の申込み …… 4
　7　需給契約の成立および契約期間 …… 5
　8　需　要　場　所 …… 5
　9　需給契約の単位 …… 5
　10　供　給　の　開　始 …… 6
　11　供　給　の　単　位 …… 6
　12　承　諾　の　限　界 …… 6
　13　需給契約書の作成 …… 6

Ⅲ　契約種別および料金 …… 7
　14　契　約　種　別 …… 7
　15　定　額　電　灯 …… 7

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
１６　従　量　電　灯　・・・	

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
３６　保　証　金 …… 50	３６　保　証　金 …… 50
Ⅴ　使用および供給 …… 52	Ⅴ　使用および供給 …… 52
３７　適正契約の保持 …… 52	３７　適正契約の保持 …… 52
３８　力率の保持 …… 52	３８　力率の保持 …… 52
３９　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 52	３９　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 52
４０　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 53	４０　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 53
４１　供給の停止 …… 53	４１　供給の停止 …… 53
４２　供給停止の解除 …… 55	４２　供給停止の解除 …… 55
４３　供給停止期間中の料金 …… 55	４３　供給停止期間中の料金 …… 55
４４　違　約　金 …… 55	４４　違　約　金 …… 55
４５　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 55	４５　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 55
４６　損害賠償の免責 …… 56	４６　損害賠償の免責 …… 56
４７　設備の賠償 …… 56	４７　設備の賠償 …… 56
Ⅵ　契約の変更および終了 …… 57	Ⅵ　契約の変更および終了 …… 57
４８　需給契約の変更 …… 57	４８　需給契約の変更 …… 57
４９　名義の変更 …… 57	４９　名義の変更 …… 57
５０　需給契約の廃止 …… 57	５０　需給契約の廃止 …… 57
５１　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… ~~57~~	５１　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 58
５２　解　約　等 …… 60	５２　解　約　等 …… 60

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
５３　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 60	５３　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 60
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 61	Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 61
５４　供給方法，工事および施設 …… 61	５４　供給方法，工事および施設 …… 61
５５　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 61	５５　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 61
Ⅷ　保　　安 …… 63	Ⅷ　保　　安 …… 63
５６　保安の責任 …… 63	５６　保安の責任 …… 63
５７　調　　査 …… 63	５７　調　　査 …… 63
５８　調査に対するお客さまの協力 …… 63	５８　調査に対するお客さまの協力 …… 63
５９　保安に対するお客さまの協力 …… 63	５９　保安に対するお客さまの協力 …… 63
６０　検査または工事の受託 …… 64	６０　検査または工事の受託 …… 64
６１　自家用電気工作物 …… 64	６１　自家用電気工作物 …… 64
附　　則 …… 65	附　　則 …… 65
別　　表 …… 69	別　　表 …… 69

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
Ⅱ　契　約　の　申　込　み	**Ⅱ　契　約　の　申　込　み**
６　需給契約の申込み	**６　需給契約の申込み**
(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法	(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間，料金の支払方法 なお，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていた

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
	だきます。
(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。	(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。	イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。	ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。
ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。	ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。
ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。	ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。
(3) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に	(3) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 （略）	応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 （略）

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
48　需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**48　需給契約の変更** (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 (2) お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。
（略）	（略）

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
（略）	（略）
55　工事費負担金等の申受けおよび精算	**55　工事費負担金等の申受けおよび精算**
(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，~~お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）~~を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。	(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。	(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。	(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。	(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。
イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工	イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。	事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
附　　則	**附　　則**
１　この離島約款の実施期日 この離島約款は，２０２~~5~~年~~4~~月１日から実施いたします。	**１　この離島約款の実施期日** この離島約款は，２０２６年１１月１日から実施いたします。
（略）	（略）
４　災害救助法が適用された場合等の特別措置 ~~２０２５年４月１日以降に~~この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。	**４　災害救助法が適用された場合等の特別措置** この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。	なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。
(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，33（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。	(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，33（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。
(2) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。	(2) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。
イ　定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱおよび低圧季節別時間帯別電力の場合	イ　定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，高負荷率電灯，低圧電力，低圧電力Ⅱおよび低圧季節別時間帯別電力の場合
(ｲ) 割引の対象	(ｲ) 割引の対象
定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，	定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，その他については基本料金（従量電灯Ａの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし，また，従量電灯Ｂで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，31（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。	まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。
(ﾛ) 割引率	(ﾛ) 割引率
(ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。	(ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。
(ﾊ) 割引日数	(ﾊ) 割引日数
割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。	割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。
ロ　イ以外の場合	ロ　イ以外の場合
イに準じて割引を行ないます。	イに準じて割引を行ないます。
(3) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。	(3) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。
イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。	イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
ロ　契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。	ロ　契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。
(4) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。	(4) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。
(5) 災害により被害を受けたお客さま（ただし，契約種別が従量電灯Ｃ，時間帯別電灯，高負荷率電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力，農事用電力およびホワイトプラン電力〔24時間通電型〕のお客さまに限ります。）の需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，16（従量電灯）(3)ホ，17（時間帯別電灯）(5)，18（高負荷率電灯）(5)，19（臨時電灯）(3)ロ，20（公衆街路灯）(2)ニ，21（低圧電力）(5)，22（低圧電力Ⅱ）(3)，23（低圧季節別時間帯別電力）(4)，24（臨時電力）(3)，25（農事用電力）(1)ハおよび(2)ニならびに26（ホワイトプラン電力〔24時間通電型〕）(1)ニおよび(2)ニにかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。	(5) 災害により被害を受けたお客さま（ただし，契約種別が従量電灯Ｃ，時間帯別電灯，高負荷率電灯，臨時電灯Ｃ，公衆街路灯Ｂ，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力，農事用電力およびホワイトプラン電力〔24時間通電型〕のお客さまに限ります。）の需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，16（従量電灯）(3)ホ，17（時間帯別電灯）(5)，18（高負荷率電灯）(5)，19（臨時電灯）(3)ロ，20（公衆街路灯）(2)ニ，21（低圧電力）(5)，22（低圧電力Ⅱ）(3)，23（低圧季節別時間帯別電力）(4)，24（臨時電力）(3)，25（農事用電力）(1)ハおよび(2)ニならびに26（ホワイトプラン電力〔24時間通電型〕）(1)ニおよび(2)ニにかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

離島等供給約款［低圧用］（2025.4.1実施）	離島等供給約款［低圧用］（2026.11.1実施）
(6) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。	(6) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，55（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
# 離 島 等 供 給 約 款 ［ 高 圧 用 ］ ２０２６年~~4~~月１日実施 北陸電力送配電株式会社	# 離 島 等 供 給 約 款 ［ 高 圧 用 ］ ２０２６年１１月１日実施 北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）

目　　次

Ⅰ　総　　則 ……1
　1　適　　用 ……1
　2　離島等供給約款の届出および変更 ……1
　3　定　　義 ……1
　4　単位および端数処理 ……4
　5　実　施　細　目 ……4

Ⅱ　契約の申込み ……5
　6　需給契約の申込み ……5
　7　需給契約の成立および契約期間 ……6
　8　需　要　場　所 ……6
　9　需給契約の単位 ……~~6~~
　10　供　給　の　開　始 ……7
　11　供　給　の　単　位 ……7
　12　承　諾　の　限　界 ……7
　13　需給契約書の作成 ……7

Ⅲ　契約種別および料金 ……9
　14　契　約　種　別 ……9
　15　業　務　用　電　力 ……9

目　　次

Ⅰ　総　　則 ……1
　1　適　　用 ……1
　2　離島等供給約款の届出および変更 ……1
　3　定　　義 ……1
　4　単位および端数処理 ……4
　5　実　施　細　目 ……4

Ⅱ　契約の申込み ……5
　6　需給契約の申込み ……5
　7　需給契約の成立および契約期間 ……6
　8　需　要　場　所 ……6
　9　需給契約の単位 ……7
　10　供　給　の　開　始 ……7
　11　供　給　の　単　位 ……7
　12　承　諾　の　限　界 ……7
　13　需給契約書の作成 ……7

Ⅲ　契約種別および料金 ……9
　14　契　約　種　別 ……9
　15　業　務　用　電　力 ……9

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
１６　業務用季節別時間帯別電力 ……13 １７　高　圧　電　力 ……17 １８　季節別時間帯別電力 ……22 １９　臨　時　電　力 ……27 ２０　自家発補給電力Ａ ……30 ２１　自家発補給電力Ｂ ……33 ２２　予　備　電　力 ……36 Ⅳ　料金の算定および支払い ……38 ２３　料金の適用開始の時期 ……38 ２４　検　　針　　日 ……38 ２５　料金の算定期間 ……38 ２６　使用電力量等の計量 ……38 ２７　料　金　の　算　定 ……40 ２８　日　割　計　算 ……40 ２９　料金の支払義務および支払期日 ……41 ３０　料金その他の支払方法 ……41 ３１　延　滞　利　息 ……42 ３２　保　　証　　金 ……43 Ⅴ　使用および供給 ……44 ３３　適正契約の保持 ……44	１６　業務用季節別時間帯別電力 ……13 １７　高　圧　電　力 ……17 １８　季節別時間帯別電力 ……22 １９　臨　時　電　力 ……27 ２０　自家発補給電力Ａ ……30 ２１　自家発補給電力Ｂ ……33 ２２　予　備　電　力 ……36 Ⅳ　料金の算定および支払い ……38 ２３　料金の適用開始の時期 ……38 ２４　検　　針　　日 ……38 ２５　料金の算定期間 ……38 ２６　使用電力量等の計量 ……38 ２７　料　金　の　算　定 ……40 ２８　日　割　計　算 ……40 ２９　料金の支払義務および支払期日 ……41 ３０　料金その他の支払方法 ……41 ３１　延　滞　利　息 ……42 ３２　保　　証　　金 ……43 Ⅴ　使用および供給 ……44 ３３　適正契約の保持 ……44

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
３４　契約超過金 …… 44 ３５　力率の保持 …… 44 ３６　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 45 ３７　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 45 ３８　供給の停止 …… 46 ３９　供給停止の解除 …… 47 ４０　供給停止期間中の料金 …… 47 ４１　違約金 …… 47 ４２　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 48 ４３　損害賠償の免責 …… 48 ４４　設備の賠償 …… 48 Ⅵ　契約の変更および終了 …… 49 ４５　需給契約の変更 …… 49 ４６　名義の変更 …… 49 ４７　需給契約の廃止 …… 49 ４８　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… ~~49~~ ４９　解約等 …… 53 ５０　需給契約消滅後の債権債務関係 …… ~~53~~	３４　契約超過金 …… 44 ３５　力率の保持 …… 44 ３６　需要場所への立入りによる業務の実施 …… 45 ３７　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… 45 ３８　供給の停止 …… 46 ３９　供給停止の解除 …… 47 ４０　供給停止期間中の料金 …… 47 ４１　違約金 …… 47 ４２　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… 48 ４３　損害賠償の免責 …… 48 ４４　設備の賠償 …… 48 Ⅵ　契約の変更および終了 …… 49 ４５　需給契約の変更 …… 49 ４６　名義の変更 …… 49 ４７　需給契約の廃止 …… 49 ４８　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 …… 50 ４９　解約等 …… 53 ５０　需給契約消滅後の債権債務関係 …… 54

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… ~~54~~ ５１　供給方法，工事および施設 …… ~~54~~ ５２　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… ~~54~~ ５３　工事費等に関する契約書の作成 …… ~~55~~ Ⅷ　保　　安 …… ~~56~~ ５４　保 安 の 責 任 …… ~~56~~ ５５　保安等に対するお客さまの協力 …… ~~56~~ 附　　則 …… ~~57~~ 別　　表 …… ~~60~~	Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… 55 ５１　供給方法，工事および施設 …… 55 ５２　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… 55 ５３　工事費等に関する契約書の作成 …… 56 Ⅷ　保　　安 …… 57 ５４　保 安 の 責 任 …… 57 ５５　保安等に対するお客さまの協力 …… 57 附　　則 …… 58 別　　表 …… 61

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
６　需給契約の申込み	**６　需給契約の申込み**
(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。	(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。
契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法	契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法
(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。	(2) (1)により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。	イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
ロ　当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。	ロ　当社または当該配電事業者が発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。
ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。	ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。
ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。	ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。
(3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。	(3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該	(4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (6) お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂの申込みをしていただきます。 （略）	配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 (5) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。 (6) お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力Ａまたは自家発補給電力Ｂの申込みをしていただきます。 （略）

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
45　需給契約の変更 お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	**45　需給契約の変更** (1) お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。 (2) お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。
（略）	（略）

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担	**Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担**
（略）	（略）
52　工事費負担金等の申受けおよび精算	**52　工事費負担金等の申受けおよび精算**
(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，~~お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額（以下「工事費負担金等」といいます。）~~を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。	(1) 当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。	(2) 当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。
(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。	(3) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。
(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。	(4) お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，(1)，(2)および(3)にかかわらず，次のとおりといたします。
イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着	イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 （略）	手前にお客さまから申し受けます。 ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 （略）

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
附　　則	**附　　則**
１　この離島約款の実施期日 この離島約款は，２０２６年~~4~~月１日から実施いたします。	**１　この離島約款の実施期日** この離島約款は，２０２６年１１月１日から実施いたします。
（略）	（略）
４　災害救助法が適用された場合等の特別措置 ~~２０２５年４月１日以降に~~この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明	**４　災害救助法が適用された場合等の特別措置** この離島約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発生日から１年以内に，この離島約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの離島約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。 なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，29（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力および季節別時間帯別電力の場合 (ｲ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，27（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ) 割引率 (ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 (ﾊ) 割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ご	書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，29（料金の支払義務および支払期日）(3)にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。 イ　業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力および季節別時間帯別電力の場合 (ｲ) 割引の対象 力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，27（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。 (ﾛ) 割引率 (ﾊ)に定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。 (ﾊ) 割引日数 割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ご

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
との使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。	との使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。
ロ　イ以外の場合	ロ　イ以外の場合
イに準じて割引を行ないます。	イに準じて割引を行ないます。
(3) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。	(3) 災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約を廃止された後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。
イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。	イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。
ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。	ロ　契約負荷設備の総容量または契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約負荷設備の総容量または契約電力をこえないこと。
(4) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。	(4) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。
(5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，15（業務用電力）(5)，16（業務用季節別時間帯別電力）(5)，17（高圧電力）(1)ホおよび(2)ニ，18（季節	(5) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，15（業務用電力）(5)，16（業務用季節別時間帯別電力）(5)，17（高圧電力）(1)ホおよび(2)ニ，18（季節

離島等供給約款［高圧用］（2026.4.1 実施）	離島等供給約款［高圧用］（2026.11.1 実施）
別時間帯別電力）(1)ホおよび(2)ニ，19（臨時電力）(3)，20（自家発補給電力Ａ）(3)，21（自家発補給電力Ｂ）(3)ならびに 22（予備電力）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。	別時間帯別電力）(1)ホおよび(2)ニ，19（臨時電力）(3)，20（自家発補給電力Ａ）(3)，21（自家発補給電力Ｂ）(3)ならびに 22（予備電力）(3)にかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。
(6) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。	(6) 災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，52（工事費負担金等の申受けおよび精算）(1)にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。